

研 究

## 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の 意義と課題

The Significance and Problem of “The Inspection Team” on Corruption  
in the People’s Republic of China

町 田 花 里 奈\*

### 目 次

はじめに

- I. 中国共産党と国家の関係
  1. 中国共産党の位置づけ
  2. 中国の国家機構
  3. 中国における法体系
- II. 中国共産党の「巡視組」が成立した背景
  1. 人民法院, 人民検察院, 公安部の汚職
  2. 汚職調査の実働部隊としての「巡視組」
- III. 「巡視組」の強化の過程
  1. 「巡視組」の基礎形成期
  2. 「巡視組」に関する制度の整備期
  3. 第1期習近平政権における「巡視組」の増強期
  4. 第2期習近平政権における「巡視組」の発展期
  5. 習近平政権における反腐敗闘争の成果
  6. 「巡視組」と中国共産党中央規律検査委員会と国家監察委員会の関係
  7. 小 括
- IV. 「巡視組」の調査手法
  1. 調 査 手 法
  2. 処 分
  3. 移 行 手 続
  4. 「巡視組」の調査に対する監視機能

---

\* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

V. 結 論

資料 「中国共産党巡視工作条例」 翻訳

はじめに

今日汚職は世界的な社会問題となっている。Transparency Internationalによると、中国の腐敗認識指数は、国別順位で198位中80位と中程度にとどまっている<sup>1)</sup>。しかし、経済成長を遂げ国際社会の一員として並びあう国々と比べると、中国は汚職の度合いが極めて高い。よって、このまま腐敗問題を解決しなければ、「党が減び、国が減ぶ」ほど、中国の腐敗の蔓延は尋常ではない深刻な問題となっている<sup>2)</sup>。

2020年5月22日、第13期全国人民代表大会第3回会議における政府活動報告において、李克強は、政府活動に不十分な点があり、形式主義・官僚主義が目立ち、多くの幹部による無関心な態度を指摘して、一部の領域では腐敗問題が多発していることに対して更なる警告を強め、「四つの意

---

1) 「Corruption Perception Index 2019」 Transparency International (2019) <https://www.transparency.org/en/cpi/2019/results>（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

2) 第18回全国代表大会の報告において、胡錦濤は、「腐敗問題を解決できなければ、党に対して致命的な損害を引き起こし、ひいては亡党亡国に至る（這個問題解決不好，就会对党造成致命傷害，甚至亡党亡国）」と、「亡党亡国」という言葉を使い、腐敗の凄まじさを表した。「胡錦濤在中国共産党第十八次全国代表大会上的報告」新華網（2012）[http://www.xinhuanet.com//18pcnc/2012-11/17/c\\_113711665\\_13.htm](http://www.xinhuanet.com//18pcnc/2012-11/17/c_113711665_13.htm)（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

続いて、2012年11月中国共産党政治局第1回集団学習会において、習近平も「多く事実が物語るように、これ以上腐敗が悪化すれば、やがて党の滅亡、国家の滅亡の日が訪れる（大量事实告诉我们，腐败问题越演越烈，最终必然会亡党亡国！）」と発言している。習近平「習近平在十八屆中共中央政治局第一次集体学習時講話」中華人民共和國人民政府（2012）[http://www.gov.cn/ldhd/2012-11/19/content\\_2269332.htm](http://www.gov.cn/ldhd/2012-11/19/content_2269332.htm)（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

## 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

識<sup>3)</sup>を高め、「四つの自信」<sup>4)</sup>を固め、「二つの擁護」<sup>5)</sup>を徹底させると強調した<sup>6)</sup>。これらの中国共産党（以下、「党」という。）の基本理念は、これから述べていく「中国共産党巡視工作条例」の基本理念へも反映されている。2012年、党の第18回全国代表大会（以下、「18党大会」という。）で成立した習近平政権以降、「中央巡視組」（以下、「巡視組」という。）は活発に活動を続け、汚職摘発に大きな一石を投じてきた。

習近平政権以前、規律検査機関、監察機関による日常的な監督制度が汚職に対する脅威とならない状況下で<sup>7)</sup>、党中央<sup>8)</sup>は2003年に設立され整備

- 
- 3) 「四つの意識」とは、本来は2016年1月29日中共中央政治局会議において示されたもので、「領導幹部に対する政治的意識」、「大局的な意識」、「核心となる意識」、「模範となる意識」を示す。その後、慶祝中国共産党成立95周年大会において、習近平が講話の中で強調した。「四個意識」中国共産党新聞（2017）<http://theory.people.com.cn/n1/2017/0906/c413700-29519419.html>（最終閲覧日2020年10月29日）を参照。
  - 4) 「四つの自信」とは、「中国の特色のある社会主義の道に対する自信」、「理論に対する自信」、「制度に対する自信」、「文化に対する自信」を示す。2012年11月、胡錦濤が18大会における報告の中で示した「三つの自信」に対して、2016年6月28日、中央政治局第33次集体学習会において、習近平が初めて、「文化に対する自信」を追加した。内蒙古中国特色社会主义理論体系研究中心「中国特色社会主义“四个自信”并列提出的重大價值」中国共産党新聞（2016）<http://theory.people.com.cn/n1/2016/0926/c143844-28741338.html>（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。
  - 5) 「二つの擁護」とは、「習近平総書記の党中央と全党の核心としての地位」、「党中央の権威と集中統一指導の断固擁護」を示す。張一「習近平氏、中央紀律検査委員会第3回全体会議で重要演説」新華網（2019）[http://jp.xinhuanet.com/2019-01/12/c\\_137738209.htm](http://jp.xinhuanet.com/2019-01/12/c_137738209.htm)（最終閲覧日：2020年10月29日）から引用。
  - 6) 李国強「政府工作報告」中華人民共和国中央人民政府（2020）[http://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content\\_5517495.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5517495.htm)（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。
  - 7) 角崎信也「習近平政治の検証⑤：国家監察委員会」『China Report』Vol. 23（2018）6頁 [file:///C:/Users/huali/Downloads/2018-03-30\\_1.pdf](file:///C:/Users/huali/Downloads/2018-03-30_1.pdf)（最終閲覧日2020年10月29日）を参照。
  - 8) 「党中央」とは、「中国共産党中央委員会」の略称で、「中央」「中共中央」と

段階にあった「巡視組」に目をつけた<sup>9)</sup>。これをきっかけに、「巡視組」は、「中国共産党規約」及び「中国共産党巡視工作条例」を根拠規定として、反腐敗闘争の最前線における「利剣」<sup>10)</sup>として始動する。

本稿で注目するのは、習近平政権における「巡視組」が、これまで手を出すことのできなかった高級クラスの領導幹部<sup>11)</sup>の汚職に対して、調査を実施したことである。先行研究においても、「2014年は、周永康・元党中央政治局常務委員および徐才厚・元中央軍事委員会副主席が取り調べおよび処分を受けるといふ、中国政治において異例の事態が起きた。党中央政治局常務委員は中国の政治体制における最高指導グループの一員」であり「その経験者は取り調べを受け、逮捕されることはないという不文律がある」とされてきた。それが破られたことは特筆すべき変化であったといえる。<sup>12)</sup>と評価された<sup>13)</sup>。そして、「すでに政治局常務委員経験者にも無期

---

も呼ばれている。本稿では、「党中央」で統一する。

9) 「巡視組」については、後述Ⅲの過程を参照。

10) 反腐敗闘争で使われる「利剣」とは、「巡視組」が「腐敗闘争に対して鋭い両刃で切り刻む」ことを「利剣」にたとえた言葉。

11) 「領導」は「指揮・命令」を意味するため、「領導幹部」ないし「領導」は、組織や部門の公職者を指す場合が多い。日本では、「領導」を「指導者」と訳す場合が多い。「領導」の含意に関しては、加茂具樹著『現代中国政治と人民代表大会一人代の機能改革と「領導・被領導」関係の変化』慶應義塾大学出版会（2006）19頁脚注（2）、及び毛桂榮「「領導」と「執政」：中国共産党の指導をめぐる」『法学研究・明治学院大学』101巻、25号（2016）25頁 file:///C:/Users/huali/Downloads/hougaku\_101-3\_25-47.pdf（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

12) 防衛研究所編「第3章 中国習近平政権の積極的な内外政策」『東アジア戦略概観2015』（2015）93頁 <http://www.nids.mod.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2015/j03.pdf>（最終閲覧日：2020年10月29日）より引用。

13) 公安部のトップ周永康は、政治規律、組織規律、保守規律に違反し、職権を利用して多くの人に違法な利益供与を行い、直接又は家族を通して巨額の賄賂を授受した。また、職権を乱用して、家族、愛人、友達の経営活動に巨額の利益供与を行い、国有資産に重大な損失をもたらした。更には、党と国家の機密を漏洩し、清廉自律規定に対する重大な違反を行い、本人や親戚に多大な財物

懲役判決が下ったことからわかるように、かつての「聖域」は消滅し、習近平政権の汚職撲滅に向けた強い意志が示されている<sup>14)</sup>ということになる。2017年には、日本の最高裁に相当する中国最高人民法院の奚晓明副院長が重大な規律違反により、党籍剥奪、政治権利剥奪の処分を受け、無期懲役判決が下されたことは<sup>15)</sup>、司法界をも震え上がらせた。

中国における腐敗対策について筆者は、拙稿「国家監察委員会の強化について——中日における監察制度の比較研究——」<sup>16)</sup>において、中国における国家監察委員会の強化について述べており、本稿では現在党において腐敗抑止の効果が期待されている「巡視組」について論じる。

本稿では、第1期習近平政権以降を中心に、党の「巡視」体制の位置づけの変化とその役割を考察しながら、「巡視組」の制度化の過程、権限、調査方法、成果を論述する。

---

をもたらした。多くの女性とも不倫関係を持ち、性欲を満たす代わりに役職やお金を与えた。これにより、2015年に党籍剥奪処分が下された。新華社「中共中央決定給予周永康開除党籍処分 移送司法機關」中央紀委國家監委網站(2014) [http://www.ccdi.gov.cn/scdc/zggb/djcf/201706/t20170627\\_115961.html](http://www.ccdi.gov.cn/scdc/zggb/djcf/201706/t20170627_115961.html) (最終閲覧日: 2020年10月29日) を参照。

軍部のトップ徐才厚は、政治部主任、中央政治局委員、中央軍事委員会副主席、国家中央軍事委員会副主席を歴任。2014年党籍剥奪を受け、最高人民検察院に移行され、軍事檢察機関で処分を受ける。2015年に病気のため死亡。新華網「徐才厚涉嫌受賄犯罪案移送審查起訴」共產黨員網(2014) <http://www.12371.cn/2014/10/29/ARTI1414557389231556.shtml> (最終閲覧日: 2020年10月29日) を参照。

14) 防衛研究所編「第4章 中国一政権維持に腐心する中国共産党指導部」『東アジア戦略概観2016』(2016) 107頁 <http://www.nids.mod.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2016/j04.pdf> (最終閲覧日: 2020年10月29日) より引用。

15) 「最高人民法院原副院長奚晓明受賄案一審宣判」中国法院網(2017) <https://www.chinacourt.org/article/detail/2017/02/id/2545797.shtml> (最終閲覧日: 2020年10月29日) を参照。

16) 『比較法雑誌』第54巻第1号(2020) 157-189頁。

## I. 中国共産党と国家の関係

中国では、党が国家の上部に位置づけられる国家体制がとられているため、党の制度である「巡視組」を理解するためには、党と国家の関係を理解する必要がある。

### 1. 中国共産党の位置づけ

中国は日本のような民主主義国家とは異なる権威主義国家であり、1949年中華人民共和国建国以来、党による一党体制の統治が続く社会主義国である。

党による一党体制は、中華人民共和国憲法序章<sup>17)</sup>において、「中国は中国共産党の領導<sup>18)</sup>のもとに」と明記され、党が国家の上部に位置づけられている。このような国家体制は、「党国体制」<sup>19)</sup>とも呼ばれている。2018年3月11日、第13期全国人民代表大会第1回会議において、14年ぶりに憲法改正が行われた。改正憲法第1条第2項には、「中国共産党による領導は中国の特色ある社会主義における最も本質的な特徴である」と追記され、党が国家を領導するという中国政治の本質が強調された。

---

17) 「中華人民共和国憲法」中央紀委国家監委網站 [http://www.ccdi.gov.cn/fgk/law\\_display/6341](http://www.ccdi.gov.cn/fgk/law_display/6341)（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

18) 前掲注11)を参照。

19) 「党国体制」とは、中国社会に存在するすべての組織の活動を、党が一元的に指導している。この一元的指導体制の根幹を形成している党管幹部と呼ばれる人事管理体制と、対口指導と呼ばれる指導体制を基軸として、党と国家が一体の関係を形成していること。田中信行編『入門中国法』弘文堂（2013）8頁を参照。

また、「中国共産党による一党支配を支える制度や政治形態の総体である政治体制」のことであり、「中国共産党とそれが包摂する国家による統治体制」と定義されている。加茂具樹・小嶋華津子・星野昌裕・武内宏樹編著『党国体制の現在 変容する社会と中国共産党の適応』慶應義塾大学出版会（2012）4-5頁における党国体制に関する分析を参照。

党中央から派遣される党の出先機関を「党組」<sup>20)</sup>という。「党組」は、行政、立法、司法機関、国有企業など、全国のあらゆる部門に配置され、党の決定がすべてにおいて最優先される構造を形成している。

党の最高意思決定機関は、習近平率いる中央政治局常務委員7名で構成され<sup>21)</sup>、この7名に対しては監督機能が働かないことから、事実上は、習近平のもとに党が位置し、共産党のもとに国家が位置する体制ともいえる。

以上のように、中国においては、日本をはじめとした近代憲法を有する国々の価値観からは受け入れがたい、絶対的に党を信頼する体制が構成されている。

## 2. 中国の国家機構

中国は日本のような三権分立の国家体制ではない。中国の三権は、党が領導し、党がすべての権限を把握している。中国と日本の三権のそれぞれを比較してみると、中国の立法・行政・司法の役割を担う機関には、日本とはかなり異なる部分がある。

日本の国会のように見える全国人民代表大会は、権力機関であり、議会と行政機関の2つの機能を併せ持つ「義行合一（议行合一）」の機関である<sup>22)</sup>。全国人民代表大会は、憲法上、中国における国家権力の最高機関と

---

20) 「党組」に関しては、「中国共産党規約」第48-49条を参照。また、「党組」に関する研究は、唐亮著『現代中国の党政関係』慶應義塾大学出版会（1997）を参照されたい。

21) 第2期習近平政権における、中央政治局常務委員会委員は、習近平、李克強、栗戰書、汪洋、王滄寧、趙樂際、漢正の7名で構成されている。「中国共産党第十九期中央領導機構成員」中国新聞網 <http://www.chinanews.com/gn/z/shijiuda/19thcpecc.shtml>（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

22) 「義行合一」とは、三権分立の西歐的議会制民主主義と違って、立法と行政とが一体となっている人民民主主義体制のこと。楊景宇「人民代表大会制度実行的是議行合一，還是議行分開？」中国人大網（2016）<http://www.npc.gov.cn/npc/c30278/201606/39295007fde548c8b2bbb4b0fe57a92c.shtml>（最終閲覧

定められており、立法権と行政権が全国人民代表大会に帰属しているのがあって、単なる立法機関ではない<sup>23)</sup>。

日本の内閣のように見える国務院は、国家権力の最高の執行機関である。国務院は、全人代に対して責任を負うとともにその活動を報告することになっている。

日本の裁判所のように見える人民法院は、日本と同様に、最高人民法院と下級人民法院に分かれており、下級人民法院には高級人民法院と中級人民法院がある。

日本の検察庁のように見える人民検察院は、日本で検察庁が行政官庁である法務省に属しているのに対して、中国の検察機関は人民法院と同じく独立した国家機関として位置づけられている<sup>24)</sup>。

### 3. 中国における法体系

中国における法体系とは、「中国共産党規約」と「中華人民共和國憲法」を指す<sup>25)</sup>。「中国共産党の提唱する「法による国家統治」では、「国家の法律法規と党内法規の制度は、相互補完、相互促進、相互法相の構造」を形成するとされている<sup>26)</sup>のである。「中国共産党巡視工作条例」も党内法規の一つである。

鈴木隆によると、中国でいう「条例」とは、「党のある領域の重要な関係、または、ある方面の重要な活動について、全面的な規定を行う」ことであり、「党とその他の政治・国家機関との関係や重要な政策領域を、総

---

日：2020年10月18日)を参照。

23) 田中・前掲注19) 10頁を参照。

24) 同上214頁を参照。

25) 鈴木隆「第2章 中国共産党による支配の制度化：党内法規を例として」大西康雄編『習近平政権二期の課題と展望』調査研究報告書、アジア経済研究所、(2017) 28頁 [https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2016/pdf/C33\\_ch02.pdf](https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2016/pdf/C33_ch02.pdf) (最終閲覧日：2020年10月29日)を参照。

26) 同上28頁から引用。

中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

合的に規律する」<sup>27)</sup>ものである。党内法規には「条例」以外に、「中国共産党規約」、「準則」「規則、規定、弁法、細則」がある。「中国共産党規約」とは、「党の性質と宗旨、路線と綱領、指導思想と奮闘目標、組織原則と組織機構、党員の義務と権利、ならびに、党の規律などについて、根本的な規定を行う」ものであり、「準則」とは、「全党の政治生活、組織活動、すべての党員の行為について、基本的な規定を行う」ものであり、「規則、規定、弁法、細則」とは、「党のある方面の重要な活動、または、事項について、軀体的な規定を行う」ものを指している<sup>28)</sup>。

## II. 中国共産党の「巡視組」が成立した背景

中国では、人民法院、人民検察院、公安部における汚職の蔓延が深刻で、公正な汚職の摘発、制裁が十分にできていなかった。以下では、これらの機関における汚職の事例を紹介する。

### 1. 人民法院、人民検察院、公安部の汚職

#### (1) 人民法院の汚職

2005年から2008年にかけて、最高人民法院副院長黄松有は、職権を利用し便宜を図り、390万元余りの賄賂を収受したことによる収賄罪、汚職罪により、政治権利剥奪、無期懲役、個人財産全没収の処分と刑罰が科された<sup>29)</sup>。

省級レベルでは、1998年から2003年にかけて、湖南省高级人民法院原院長呉振漢が、職務権限を利用して便宜を図り、607万元余りの賄賂を収受

---

27) 同上30頁から引用。

28) 同上30頁から引用。

29) 北京青年報「原最高法院執行局審判長再獲減刑一年」人民網（2014）<http://bj.people.com.cn/n/2014/1226/c82840-23351914.html>（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

した。2006年、北京市第二中級人民法院は、収賄罪により、執行猶予2年つきの死刑を言い渡した<sup>30)</sup>。

### (2) 人民検察院の汚職

2006年以来、遼寧省瀋陽市検察院検察庁張東陽は、領導幹部や検察長の地位を利用して、立ち退きの補助金を上増し、人事異動などに便宜を図り、巨額な賄賂を受け取ったことにより、党籍剥奪と公職剥奪の処分を受け、司法機関に移送された<sup>31)</sup>。

2011年6月以来、河北省石家庄市検察院未成人刑事検察処副処長劉建勇は、職権により便宜を図り、12.2万円の賄賂を収受したことにより、党籍剥奪、公職剥奪の処分を受け、懲役10年の判決が下された<sup>32)</sup>。

### (3) 公安部の汚職

1994年から1997年にかけて、中国公安部副部長李紀周は、職権を利用して、度重なる収賄に応じた。また、職権を乱用し、下級の公安機関における多数の密輸事件にも関与した。これにより、収賄罪を含む多数の罪名に

---

30) 宗辺「湖南高院原院長呉振漢受賄一審被判死緩」中国法院網(2016) <https://www.chinacourt.org/article/detail/2006/11/id/224073.shtml> (最終閲覧日:2020年10月29日)を参照。

中華人民共和国刑法第48条「死刑・死刑の執行猶予の適用対象・許可手続」によると、「①死刑は、犯行が極めて重い犯罪者のみに適用される。死刑判決を下すべき犯罪者に対しても、直ちに執行しなければならないものを除き、死刑判決を下すと同時に2年の死刑執行猶予を宣言することができる。」、また第50条では、「死刑の執行猶予に処せられた者が、死刑の執行猶予期間中に故意による犯罪を犯さない限り、2年の期間が満了した後、無期懲役に減刑する。重大かつ確実な功績を上げたときは、2年の期間が満了した後、25年の有期懲役に減刑する。故意により罪を犯したことが調査によって確認されたときは、最高人民法院の許可を得て死刑を執行する。」と規定されている(本条の訳は、甲斐克則・劉建利編訳『中華人民共和国刑法』成文堂(2011年)83頁による)。

31) 中国僑網「最高検通報12起検察人員嚴重違紀違法典型案件」中国共産党新聞網(2014) <http://fanfu.people.com.cn/n/2014/0924/c64371-25728591.html> (最終閲覧日:2020年10月29日)を参照。

32) 同上を参照。

より、執行猶予2年つきの死刑、政治権利剥奪、個人財産全没収の刑罰を受けた<sup>33)</sup>。

省レベルでは、広東省惠州市公安局長呉華立は、2002年1月から2004年3月まで、643回マカオにわたり、賭博を行い、460万円の賄賂を受け取った。2005年に党籍剥奪、公職解職の処分を受けた<sup>34)</sup>。

山西省大同市公安局長申公元は、2006年鉱山に関わる資源の輸送や営業許可書の申請に対して便宜を図り、3000万円の巨額の賄賂を受け取り、2011年党籍剥奪、公職剥奪の処分が下された<sup>35)</sup>。

## 2. 汚職調査の実働部隊としての「巡視組」

上述した汚職事例は、氷山の一角に過ぎない。中国では、長きにわたり裁判院、検察院、公安部の汚職の蔓延が絶えず、正常な司法の機能は失われてきた。その代役を担っていたのが、中国共産党規律検査委員会による双規であった。双規とは、2018年まで成文化されることなく行われていた、規律検査委員会による強制力を伴う調査のことである。1998年に発布された、「中共中央紀委監察部からの規律検査監察機関が法に基づいて《両指》《両規》措置を採用する際の若干の問題に関する通知」<sup>36)</sup>からも窺

---

33) 「遠華案重犯公安部原副部長李紀周被判死緩」中国新聞網(2001) <http://www.chinanews.com/2001-10-22/26/132690.html> (最終閲覧日: 2020年10月29日) を参照。

34) 法制日報「涉嫌受賄500万 惠州嗜賭原公安局長呉華立受審」中視網(2005) <http://www.cctv.com/news/society/20051012/100579.shtml> (最終閲覧日: 2020年10月29日)、及び「広東省惠州原公安局局長呉華立涉嫌賭博受賄被審」中国新聞網(2005) <http://www.chinanews.com/news/2005/2005-10-11/8/636077.shtml> (最終閲覧日: 2020年10月29日) を参照。

35) 「山西大同市公安局原局長申公元嚴重賄賂受處」中新網山西新聞(2011) <http://www.sx.chinanews.com/news/2011/0113/31543.html> (最終閲覧日: 2020年10月29日)、及び鳳凰週刊編『中国官録2000-2015: 250位官档案』中国發展出版社(2011) 294頁を参照。

36) 中紀発[1998] 7号、『紀檢監察法規政策全書第二版』中国法制出版社(2018) 1250頁、及び「中華人民共和國行政監察法」第20条3項を参照。

えるように、双規では、「司法手段を禁じ、司法機関の事務・拘禁場所・行政部門の収容所・送還所の使用を禁止する」とし、司法との間には一定の距離を置いていた。

2012年胡錦濤政権の末期から、習近平は次期総書記として実権を握り始めた。まずは、前政権の実力者たちを対象に反腐败闘争を開始した。摘発を実現するために、習近平からのトップダウン方式による調査を実施し、「巡視組」に対して、規律検査委員会書記より党内序列の高い領導幹部の調査を指示し、実績を上げさせた。そして、「巡視組」の調査実態を正当化するために、2015年に「中国共産党巡視工作条例」を制定、2017年に改正を行ったのである。

### III. 「巡視組」の強化の過程

中国では、古代王朝の時代から巡視制度が発達し、君主が役人を監督するひとつの方法であった<sup>37)</sup>。現代の「巡視組」は、4つの過程を経て強化されていく<sup>38)</sup>。

#### 1. 「巡視組」の基礎形成期

党設立初期から1920年代は「巡視組」の基礎形成期といえる。1922年7月、2回大会第1回会議において、党の特派員制度が確立した。これが党による巡視活動の原型である。1928年10月に、党中央は、「巡視条例」を制定し、党中央の通告の形式を以って各級党部にその執行を要求した。こ

37) 張道許「我国巡視制度發展巡礼」『国家行政学院報』第4期（2015）93頁を参照。

38) 「【党章修改背後的故事】之四 巡視制度単列一條 一屆任期內巡視全覆蓋寫入黨章」中央紀委國家監委網站（2018）[http://www.ccdi.gov.cn/toutiao/201801/t20180126\\_162643.html](http://www.ccdi.gov.cn/toutiao/201801/t20180126_162643.html)（最終閲覧日：2020年10月29日）、及び「爾知道嗎？原來巡視組不是紀委派來的」中央紀委國家監委網站（2016）[http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201601/t20160105\\_139706.html](http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201601/t20160105_139706.html)（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照にして、筆者が「巡視組」制度化の過程を4つの過程に分けて整理した。

れが巡視制度の起源である。

この後中国は、鄧小平政権樹立までの約60年間という長期にわたり、国内混乱期を迎える。

1937年から1945年まで毛沢東が率いる中国では日中戦争が起こる。1946年から1950年までは国共内戦、1966年から1976年には10年間にわたる政治的混乱、文化大革命が起こる。1976年に入ると、これまで国家を率いた毛沢東、周恩来が死亡し、第一次天安門事件が起きる。その後、1978年に鄧小平政権が発足すると、経済発展を優先させる改革開放政策が採用される。その結果、経済の発展は加速したものの、法制度の整備は後回しになり、経済発展に伴う経済腐敗が深刻化していく。1989年6月4日には民主化デモである第二次天安門事件が起こる。1989年江沢民政権になると、国内の政治的混乱は沈静化するものの、未だ経済発展を重視していたため、法制度の整備は本格化に至らなかった。

## 2. 「巡視組」に関する制度の整備期

胡錦濤政権に入ると、汚職問題に関する国際社会との連携が始まる。2003年中国は、「腐敗の防止に関する国際連合条約（国連腐敗防止条約）」に調印する。これに対応し、国内では「逃亡犯や不法資産の国際的追及を強化する一連の措置を取った。「逃亡犯・不法資産追及弁公室」が設立され、「国際腐敗防止条約」の枠組みの下での二者間・多者間協力が強化され、米国やカナダ、オーストラリアなどの国と腐敗撲滅の取り締まり協力体制が構築され<sup>39)</sup>るなど、汚職問題に対する国際連携を整備した。

2010年から2011年にかけて、国際社会では、チュニジアで「ジャスミン革命」が起り、「アラブの春」と名づけられた民主化の波が中東の権威主義体制国家を崩壊させた。国内ではインターネットを通じてデモを呼び

---

39) 「中国の腐敗撲滅に国民から高い評価」 人民網日本語版 (2015) <http://j.people.com.cn/n/2015/0302/c94474-8855649.html> (最終閲覧日: 2020年12月28日) から引用。

かける動きが見られたが<sup>40)</sup>、民主化の波を阻止しようとする胡錦濤政権では、国民の不満を吸収する政策として、反腐敗闘争が行われた。もっとも、国民の不満は、中央クラスの領導幹部に対するものではなかった。国民の不満は、経済発展により生じた経済格差であり、国民に近い地方幹部らが職権を乱用し私腹を肥やすことであった。そこで、胡錦濤は、地方幹部、薬品領域、医療領域、教育現場の4つの領域を中心に反腐敗闘争を行った。

一方、「巡視組」の制度化にも転換期がおとずれる。2003年5月、党中央の承認の下、中央規律検査委員会・中央組織部に、巡視工作弁公室、及び「中央規律検査委員会・中央組織巡視組」が設立された。この時点において、党中央の巡視の制度が明確に確立されたといえる。同年8月には、中央規律検査委員会・中央組織部において、5つの巡視組が設立された。これにより巡視活動が正式に動き始める。同年12月、党中央が発布した「中国共産党党内監督条例(試行)」<sup>41)</sup>により、「巡視は党内監督の一つの重要な制度」と規定され、巡視活動は制度化により新しい時代に突入した。

2007年、「巡視制度」が正式に「中国共産党規約」に盛り込まれた<sup>42)</sup>。これにより、党中央、省、自治区、直轄市委員会で巡視制度が実施され、巡視制度は党内の根本的な規定として確定した。また、「中国共産党党内監督条例」においても、「巡視は党内監督の重要な方式である。党中央、省、自治区、直轄市の党委員の任期以内に、管理する地方、部門、企業単

---

40) 「党上層部は西側勢力が人権保障などの旗印を用いて、中国国内の矛盾に手を貸そうとしている」と警告した。防衛研究所編『第3章 中国18全大会への環境整備』『東アジア戦略概観2012』(2012) 81頁 <http://www.nids.mod.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2012/j04.pdf> (最終閲覧日: 2020年10月20日) から引用。

41) 第27条において「中央と省、自治区、直轄市党委に巡視制度を建設」、第28条において「巡視工作の主要任務」、第29条において「巡視調査における方法」と「巡視組は具体的な問題について処理をしない」ことが記載されている。

42) 「中国共産党規約」において「党中央、省、自治区、直轄市委員会に巡視制度を実施する」と規定されている。

位の党組織に対して全面的な巡視をする。」と規定された。

2009年に入ると、「巡視組」に関する条例の制定が始まる。同年7月党中央は、「中国共産党巡視工作条例（試行）」を發布し、巡視活動に対する思想、基本原則、機構の設立、活動の過程、人員管理、規律と責任に関する規定を明確にした。同年12月には、中央規律検査委員会・中央組織巡視組を「中央巡視組」に改称した。

以上のように、当局の資料から「巡視組」の制度としての変遷を追うと、2003年、2007年、2009年に大きな動きが見られる。すなわち、16大会が行われた2003年に巡視制度が設立され、17大会が行われた2007年に巡視組制度を「中国共産党規約」の中で明確に規定し、2009年に「中国共産党巡視工作条例（試行）」により、中央巡視工作領導小組<sup>43)</sup>が設立され、中央規律検査委員会・中央組織部巡視組を「中央巡視組」に改称した<sup>44)</sup>。

1922年の特派員制度から、長期間にわたり制度整備が行き届かずにいた

---

43) 「領導小組」とは、中国政府の組織ではなく、「党・政府・軍などの内部に作られる政策調整グループであり、その組長に習近平国家主席が就くことで、党による政策に対する指導を強化しようとしている」という。防衛研究所編(2015)・前掲注12) 96頁(最終閲覧日:2020年10月29日)から引用。また、「領導小組の活動については、一部を除いては報道が極端に少なく実態や機能が明らかにされていないものの、重要な小組は習近平総書記自身が組長を務めていることが多いようである。おそらくは、習近平総書記がトップを務める権威の高い領導小組の提案を党中央常務委員会でそのまま承認させることで、重要政策の迅速な決定を図る狙いがある」という。防衛研究所編(2016)・前掲注14) 106頁(最終閲覧日:2020年10月29日)から引用。さらには、「党による領導小組は中国政府の組織ではなく、中国共産党の組織だが、中国の党国体制の下では共産党が実質的な政策決定権を担っている」という。土屋大洋「中国のサイバーセキュリティをめぐる霧」『US-China Relations Report』国際問題研究所 Vol. 1 [https://www2.jiia.or.jp/RESR/column\\_page\\_pr.php?id=241](https://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page_pr.php?id=241) (最終閲覧日:2020年10月20日)の注釈2から引用。

44) 新華網「巡視は党章賦予的重要職責—《中国共産党巡視工作条例》系列解説之一」中国共産党新聞(2015) <http://fanfu.people.com.cn/n/2015/0814/c64371-27463016.html> (最終閲覧日:2020年10月29日)を参照。

「巡視組」は、権力や権威が不足し、独立性に欠け、問題を発見することができなかったため、大きな成果を出すことができなかったとされる<sup>45)</sup>。「巡視組」に関する制度の整備に時間を費やしていることから、一部では、2003年からの10年間を「巡視組の休眠状態」という先行研究も見られるが<sup>46)</sup>、以上のような2007年や2009年の動きを見れば、制度化は途切れることなく継続していたのである<sup>46)</sup>。

### 3. 第1次習近平政権における「巡視組」の増強期

第1次習近平政権における「巡視組」は、「中国共産党規約」により存在が保証され、反腐败闘争において、重大な役割を果たす時期である。

2012年11月、18党大会が行われ、次期総書記として習近平が指名された<sup>47)</sup>。習近平は、反腐败闘争を国家の重要課題に据え、領導幹部に畏怖心を与え続け、心理的に揺さぶりをかけた。就任後すぐの2013年には、「第

---

45) 劉益飛「巡視組為何特別能“発見”」『中国党政幹部論壇』第4期(2017)49頁を参照。

46) 巡視に関しては、「とりわけ地方や末端における政策執行の不備が指摘されるようになった1990年代以降、その整備が幾度となく提起されてきた」という経緯も指摘されている。小嶋華津子「習近平政権下の政治—集権化とその意味—」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第3号(通巻第138号)(2019)140頁注釈9) [https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial\\_review/fr\\_list7/r138/r138\\_08.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/r138/r138_08.pdf) (最終閲覧日:2020年10月28日) から引用。

また、2000年代にも、「中央に加え各省(自治区、直轄市)の党委員会に巡視制度が逐次整備され、全国の汚職巡視活動が強化され」という指摘もある。江原規由「中国における腐敗の現状とその対策」『国際貿易と投資』95巻(2014)149頁 <http://www.iti.or.jp/kikan95/95ehara.pdf> (最終閲覧日:2020年10月29日) から引用。

47) 反腐败闘争の司令塔に任命されたのは、党内序列(党中央政治局常務委員の序列)第6位で、党中央政治局常務委員兼中央規律検査委員会書記の王岐山である。王は、第1期習近平政権の反腐败闘争において功績を取め、第2期政権では、国家副主席に異例の抜擢を受ける。防衛研究所編「第2章 中国第2期習近平政権の始動」(2019)47頁 <http://www.nids.mod.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2019/j02.pdf> (最終閲覧日:2020年10月29日) を参照。

1次巡視組」を調査に派遣した<sup>48)</sup>。最初に調査対象となったのは、前政権下の実力者である薄熙来と周永康である。薄は、遼寧省委副書記、省中央政治局委員、重慶市委書記を歴任した高級クラスの領導幹部であったが、党籍剝奪、公職解職という共産黨員としては最も重い処分を受け、2013年には無期懲役判決を受けている<sup>49)</sup>。前述した公安部のトップである周は、中央政治局委員、中央初期処書記、國務委員、國務院黨組成員、中央政法委員会副書記、公安部部長を歴任した実力者であったが、2015年に無期懲役判決を受けた。これら2名の汚職調査を実施したのが「巡視組」であった。調査の成果により「巡視組」は、「中国では文化大革命以後、党政治局委員の地位にあった領導幹部が逮捕された事例はなかった」<sup>50)</sup>という前例を破り、大きな注目を集めた。このような成果を上げたことから、「巡視組」に対しては、さらに、問題発見能力を強化するだけでなく、黨員に畏怖心を与え、汚職の手がかりを見つけ、真相を解明する高い能力が求められた<sup>51)</sup>。それは、汚職の調査の対象が、これまで中央規律検査委員会で

48) 2013年から2017年まで5年間の任期中「巡視組」が派遣された回数は合計12回であり、その内訳は、2003年2回、2014年から2016年3回、2017年1回である。合計277の黨組織に対して巡視を行った。「中央紀委立案審查の中管幹部60%以上根据巡視移交問題綫索查处」中央紀委國家監委網站(2017) [http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201708/t20170829\\_149225.html](http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201708/t20170829_149225.html) (最終閲覧日:2020年10月29日)、及び李莉・吳江「巡視制度的創新と發展」『廣州大學學報』第4期(2019)68頁を参照。

49) 薄熙来は、大連市、遼寧省、商務省、重慶市のそれぞれの領導幹部を歴任した際、重大な規律違反を犯した。具体的には、王立軍事件と妻薄谷開來の殺人事件を隠す職権乱用のほか、直接あるいは家族を通じて巨額の賄賂を受け取ったとしており、多くの女性と不適切な関係もあり、共産黨と國家の名誉を傷つけた。「薄熙来案一審判決書全文(文字版)」人民網(2013) <http://politics.people.com.cn/n/2013/0922/c1001-22990526.html> (最終閲覧日:2020年10月29日)を参照。

50) 防衛研究所編「第3章 中国—前途多難な習李体制」『東アジア戰略概観2014』(2014)110頁 <http://www.nids.mod.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2014/j03.pdf> (最終閲覧日:2020年10月29日)を参照。

51) 寧万春「提高巡視發現問題精準度」中国紀檢監察報7版(2019) <http://>

は調査ができなかった中央政治局委員，中央委員などの高級クラスの領導幹部だからである<sup>52)</sup>。

巡視の中で特に強化されたのが「政治巡視」である。「政治巡視」は，業務巡視とは異なるもので<sup>53)</sup>，政治規律と政治の不文律に関して調査を行う。党中央の路線，方針，政策に背いた行動や風潮がないかどうかを調査し，違反が判明した場合には，調査結果が各機関に引き継がれ，処分される。

「巡視組」の活動には，巡視工作領導小組に対して直接調査報告をするというトップダウン方式を採用した。毎回提出される巡視活動報告は，中央政治局常務委員会が中央巡視組領導小組の報告を聴取した後，習近平が詳細に閲読しているという<sup>54)</sup>。2013年第一次中央巡視組の活動報告を検討した党中央は，巡視組の調査領域を，作風，規律，腐敗，任用に絞った<sup>55)</sup>。これらは，「四つの力点（四個着力）」といわれた。具体的には，(1)「八項規定」が着実に実行されているか，形式主義，官僚主義，享楽主義，贅沢浪費の風潮による不当な傾向がないかの問題，(2)党の規律，政治規律に違反していないかの問題，(3)領導幹部による権力と金銭の交換，職権を利用して私利を謀る，汚職と賄賂，腐敗して墜落するなどの規律・違法行為の問題<sup>56)</sup>，(4)人材の任用に関連し，コネで採用したり，人事権を売買し

---

[www.jjjcb.cn/content/2019-09/19/content\\_82061.htm](http://www.jjjcb.cn/content/2019-09/19/content_82061.htm)（最終閲覧日：2021年1月3日）を参照。

52) 具体的には，「党中枢幹部—中央弁公庁，中央組織部，中央宣伝部，中央統一戦線部，全国人民代表大会関連機関，國務院弁公室，全国政治協商会議機関」などが調査対象になった。小嶋・前掲注46) 140頁（最終閲覧日：2020年10月30日）を引用。

53) 陳振「巡視組如何精準發見問題」『中共太原市委党校学报』第1期（2017）14頁を参照。

54) 梅麗紅「党的十八大以来巡視監督的改革創新」『上海党史与党建』12月号（2017）32頁を参照。

55) 劉詩林「十八大以来巡視制度的改革と創新」『廉政文化研究』第1期（2017）53頁を参照。

ていなかの問題を示している<sup>57)</sup>。

「四つの力点」に含まれる「八項規定（十八届中央政治局関与改進黨工作風，密接聯系群衆的八項規定）」とは、2012年中共中央政治局會議で習近平が提唱した規定である。その内容は、(1)視察内容の改善と簡素化、(2)會議の簡素化、(3)書類の簡略化、(4)訪問活動の規範化、(5)警備の改善、交通管制削減、(6)報道の改善、数、時間の短縮化、(7)発表の厳格化、(8)儉約節約の励行、という八項で構成されている<sup>58)</sup>。続けて、2013年には、「形式主義、官僚主義、享樂主義、贅沢浪費」という4つの腐敗の傾向を「四つの悪風（四風）」<sup>59)</sup>と名づけ、「四つの力点」に取り入れ、徹底的に禁止した。

2014年には、浙江省共産党委員会が提起した「六項禁令」を巡視の調査項目に加える。その内容は、「(1)公費による相互訪問、贈答品、招宴等の新年の活動を厳しく禁じる、(2)上司・上級部門へのお土産を厳しく禁じる、(3)礼品、礼金、有価証券、商品券などの授受・贈答を厳しく禁止する、(4)金銭・物品の乱発、見栄派手奢侈好み、無駄使いを厳しく禁じる、(5)規定以上の接待を厳しく禁じる、(6)賭博行為・参加を厳しく禁じる」という6項目である<sup>60)</sup>。「六項規律（政治規律、組織規律、廉潔規律、群衆規律、工作規律、生活規律）」<sup>61)</sup>も示され、巡視の調査項目となった。

公費も巡視の調査項目とされ、「三公経費」の削減を掲げ、違反者を処分した。「三公経費」とは、(1)海外出張費、(2)公用車の使用、購入、維持、

---

56) 例えば、鉱山資源の権限、土地の転用、不動産開発、開発プロジェクト資金、経費管理が絡んで派生する汚職などを示す。梅麗紅・前掲注54) 34頁を参照。

57) 陳振・前掲注53) 14頁を参照。

58) 江原・前掲注46) 140頁（最終閲覧日：2020年10月30日）の翻訳を参照。

59) 2013年6月18日北京で開催された党の群衆路線教育実践活動工作會議において、習近平が提唱したもの。

60) 江原・前掲注46) 141-142頁（最終閲覧日：2020年10月30日）の翻訳を引用。

61) 『中国共産党章程』第40条に規定されている。陳振・前掲注53) 14頁を参照。

(3)公務接待費を指す<sup>62)</sup>。

新しい巡視の方法として、「3つを固定的に考えない、一度きりの権限(三不固定、一次一次授権)」を採用した。「3つを固定的に考えない」とは、(1)巡視組の組長を固定せず、毎回組長を交換すること、(2)被調査者が前役職で就いていた組織、地域にまで巡視の範囲を広め、巡視の対象を限定しないこと、(3)巡視組と巡視対象の関係を固定しないことである<sup>63)</sup>。組長の任期は5年とした。組長は、組長バンク(組長庫)に採用された者で、中央巡視組領導小組が巡視の任務に応じて選任する<sup>64)</sup>。組長は同級の党規律検査委員会書記が担当する。なぜなら、中央巡視組領導小組が中央規律検査委員会と連携することにより、巡視活動への協力を得、「巡視組」が発見した規律違反、違法活動を適時処理することができるからである<sup>65)</sup>。

---

62) 江原・前掲注46) 143頁(最終閲覧日:2020年10月30日)の翻訳を引用。

公費による海外旅行、公用車の私的使用、公費による飲食が、乱脈な公費支出として大きな社会問題になっていたため、2011年3月23日、國務院常務会議は、「三公経費」の支出状況を同年6月に全国人民代表大会常務委員会に報告し、情報公開することを決めた。人民網「2011年 中国国内十大ニュース(人民日報)」Science Portal China [https://spc.jst.go.jp/enjoy/ranking/ranking\\_120705.html](https://spc.jst.go.jp/enjoy/ranking/ranking_120705.html)(最終閲覧日:2020年7月29日)を参照。

「2010年の3項目の公費支出(中央政府分)は94億7000万元。内訳は海外出張17億7300万元、公用車61億6900万元、接待15億2800万元」であった。鈴木暁彦・秦舟「三公経費」Science Portal China [https://spc.jst.go.jp/enjoy/new\\_word/new\\_word\\_017.html](https://spc.jst.go.jp/enjoy/new_word/new_word_017.html)(最終閲覧日:2020年7月29日)を引用。

2012年6月財政部が公布した、2011年度の「三公経費」の合計は、93.64億元人民幣であった。新華網「2011年中央行政単位、事業単位和其他単位“三公経費”支出合計93.64億元—財政部」新華財經(2012) <http://news.xinhua08.com/a/20120711/986026.shtml>(最終閲覧日:2020年7月29日)を参照。2020年10月30日現在の換算レートは、1元が約15.6円である。

63) 中央紀委国家監委網站(2017)・前掲注48)(最終閲覧日:2020年10月29日)を参照。

64) 梅麗紅・前掲注54) 34頁を参照。

65) 「《中国共産党巡視工作条例》积義:第二章機構和人員第五條」中央紀委国家

第1次習近平政権では、矢継ぎ早に反腐敗に関する措置・通達が発表され<sup>66)</sup>、違反者に対する処分が行われた。

それでは、習近平政権はどのように「巡視組」を制度化し、その地位を確保し正当化していったのだろうか。2015年、党中央は「中国共産党巡視工作条例（試行）」<sup>67)</sup>をもとに、「中国共産党巡視工作条例」<sup>68)</sup>を制定、施行し、第1期習近平政権における反腐敗闘争の総括をした。

総則には「全面的な巡視」が加えられ、任期中に巡視組による全面的な巡視を実現することが盛り込まれた。第4条では、習近平が法治国家を意識し、「法と規定に基づく原則」を強調していることから、習近平の法治化に対する意識も窺える。第15条には、政治巡視における四つの調査領域である「四つの力点」、同条第4項には「四つの悪風」が盛り込まれ、「巡視組」による汚職調査が制度化された。こうして、習近平は、「巡視組」の汚職調査に法令上の根拠を与えたのである。

先行研究の中には、習近平の反腐敗闘争は、代替わりの一時的なアピールや反腐敗闘争という名目の権力闘争にしか過ぎないという見解もある。もちろん、薄、周のような胡錦濤時代の実力者の失脚だけを見れば、権力闘争という一面を否定することはできない。しかし、習近平政権は2020年に至っても弱体化することなく反腐敗闘争を緩めていない。

#### 4. 第2期習近平政権における「巡視組」の発展期

2017年10月18日に開催された19大会において再任された習近平は、反腐

---

監委網站（2016）[http://www.ccdi.gov.cn/djfg/fgsy/201603/t20160311\\_114378.html](http://www.ccdi.gov.cn/djfg/fgsy/201603/t20160311_114378.html)（最終閲覧日：2020年7月29日）を参照。

66) 江原・前掲注46) 135頁（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

67) 「中国共産党巡視工作条例（試行）」中国人大網（2009）[http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/fztd/fggz/2009-07/13/content\\_1510108.htm](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/fztd/fggz/2009-07/13/content_1510108.htm)（最終閲覧日：2020年10月20日）を参照。

68) 「中共中央印発 中国共産党巡視工作条例」人民網（2015）<http://politics.people.com.cn/n/2015/0814/c1001-27459989.html>（最終閲覧日：2020年7月20日）を参照。

敗闘争を継続した。19大会において習近平は、「政治巡視をさらに深化させ、問題を発見し、震え上がらせる手法を堅持し、巡視・巡察をつうじた上下が連動した監督網を打ち立てる」<sup>69)</sup>と演説した。

2015年に派遣された「第3次巡視組」の状況報告を把握した習近平は、党の清廉建設と反腐敗闘争の中心に、上述した「四つの力点」、問題の発見、畏怖心の形成及び全面的な巡視についての調査項目を強化した<sup>70)</sup>。そして、第1期習近平政権での「巡視組」による成果を正当化するために、2015年条例を修正し、2017年に改正条例を發布した。これが、現在の「中国共産党巡視工作条例」<sup>71)</sup>である。

今回の修正は、全面的な厳しい党内統治の要求を制度化、2015年条例をより具体化したものである。第2条では、任期内における全面的で横断的で全国が一体化した巡視活動を目標に掲げると同時に、地方、末端にまで徹底した「巡視・巡察制度」の整備を行うことを規定した<sup>72)</sup>。

第3条では、「国政運営の新理念新思想新戦略を更に徹底し、領導幹部の政治に対する意識、大局的な意識、核心となる意識、模範となる意識を強固なものに確立し、習近平同志を核心とする党中央の権威と集中的・統一的領導を断固として守り、五位一体の総体的な配置を推進し、四つの全面戦略的配置を強調して推し進め、新発展の理念を徹底し、中国の特色ある社会主義の道に対する自信、理論に対する自信、制度に対する自信、文化に対する自信を固め、中国共産党規約を尊重する」という一文を追加し

---

69) 小嶋・前掲注46) 141頁(最終閲覧日:2020年10月30日)より引用。及び劉輝「構建巡視巡察上下聯動工作机制」『求是網』(2019) [http://www.qstheory.cn/llwx/2019-12/06/c\\_1125316157.htm](http://www.qstheory.cn/llwx/2019-12/06/c_1125316157.htm)(最終閲覧日:2020年7月29日)も参照。

70) 劉・前掲注55) 51頁を参照。

71) 「中国共産党巡視工作条例」中央紀委国家監委網站 [http://www.ccdi.gov.cn/fgk/law\\_display/287](http://www.ccdi.gov.cn/fgk/law_display/287)(最終閲覧日:2020年7月20日)を参照。

72) 党中央及び省級の党委員会が派遣した場合を「巡視」、市・県級の党員会が派遣した場合「巡察」という。小嶋・前掲注46) 140頁(最終閲覧日:2020年10月30日)、及び龍紀軒「巡視組、巡察組、巡查組、到底有什甚嘛區別?」『党的生活』(2018) 24頁を参照。

た。

第15条では、「四つの力点」を更に強化し、同条3項において、違法な人員の任用、違法な身内の任用、要職の買収、人事権の売買、違法な集票などの具体的な違法行為を取り上げ、同条4項には、八項規定が盛り込まれた。

### 5. 習近平政権における反腐敗闘争の成果

習近平政権における反腐敗闘争の成果は以下の通りである。図1は、2008年から2018年における規律検査機関への報告と規律処分数である。



2008年から2011年度は、「十七届中央紀委第三次、五次、六次、七次全会工作报告」、2013年から2016年度は、「十八届中央紀委第三次、五次、六次、七次全会工作报告」、2018年度は「趙樂際：在中国共产党第十九届中央紀律検査委員会第三次全体会議上的工作报告」、程惠霞「巡視組反腐敗動力機制及其增強路徑」『南京師大學報』第4期（2017）48頁表4の資料をもとに筆者作成。

表1 八項規定の違反者数(2012-2018)

(単位:人)

2012年から2013年	24,521
2015年	36,911
2016年	40,827
2017年	51,008
2018年	65,055
合計	271,407

「解説2018年全国查处違反中央八項規定精神問題月報数据」中国共産党新聞網(2019) <http://fanfu.people.com.cn/n1/2019/0121/c64371-30580092.html> (最終閲覧日:2020年10月20日)より筆者作成。

表2 八項規定違反の具体的な違反内容と件数

(単位:件)

公費による補助金, 福利の支給	16,615
違法な贈答品, 金品のやり取り	12,124
公用車の私的使用, 管理違反	9,394
公費による飲食	8,897
盛大な冠婚葬祭の実施	6,262
公費による国内旅行	3,406
事務所, 会議室, 招待所, 記念館などの違法な建築と管理	2,159
公費による出国, 海外旅行	159
その他の規定違反	6,039

2018年における八項規定違反の内容をまとめたものである。

習近平政権下で発布された規律や規定の多さを見ると, 反腐敗に対する中央の並々ならぬ姿勢が窺える<sup>73)</sup>。そして, 習近平は現在に至るまで, 幾

73) 江原・前掲注46) 135頁(最終閲覧日:2020年10月30日)を参照。

度にもわたり党内法規を發布し、反腐敗闘争の手を緩めていない。このような習近平への求心力を高める政治手法、法治化、集権化に対する執着は、一部の研究者から、時代の逆行現象が起きていると懸念が出るほどであった<sup>74)</sup>。

2017年に「中国共産党巡視工作条例」が制定されたことを受けて、2018年には、強制権限を必要とする調査のために、独立した汚職調査機関である「国家監察委員会」を設立し、逮捕や拘束を伴う調査は国家機関の業務とした。これにより、党の「中央巡視組」と国家の「監察委員会」による二重体制の汚職調査の制度化に成功した。

## 6. 「巡視組」と中国共産党中央規律検査委員会と国家監察委員会の関係

「巡視組」は、執法権や行政権を持たない。巡視組は臨時の組織であり、常設ではない。「巡視組」の任務は、逮捕や拘束を伴う強制力のある調査ではなく、「問題を発見するための調査」ととどまる。巡視組が調査をした結果を党中央、又は上部の機関に報告し、留置や捕捉を伴う強制調査を必要とする場合には、国家監察委員会において、更なる真相究明の調査が行われ、各機関への移送が決定する。

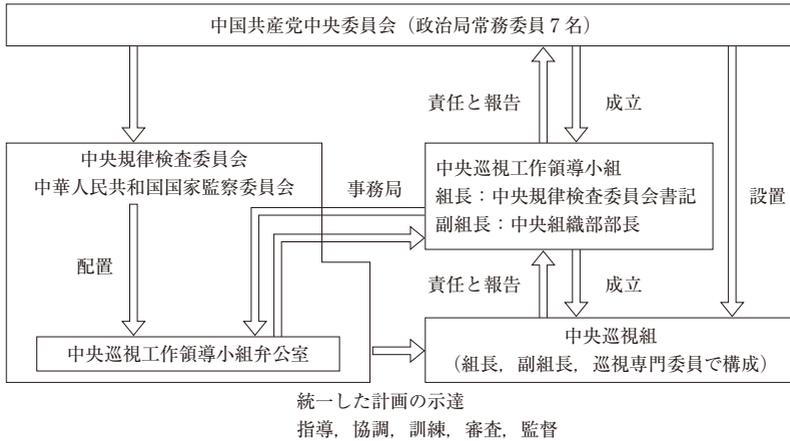
また、「中国共産党巡視工作条例」にも、巡視工作領導弁公室が規律検査委員会の中に設置され、組長は規律検査委員会書記が担当することが規定されているように、「巡視組」と規律検査委員会の関係は密接である。何より、「巡視組」の調査が中国共産党高級クラスの領導幹部にまで及ぶことができる根拠は、「巡視組」が、党中央が直接派遣した調査チームだからである<sup>75)</sup>。

---

74) 諏訪一幸「習近平の腐敗撲滅闘争—薄熙来裁判と「整風」—」東京財団政策研究所『Views on China』(2013) <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=840> (最終閲覧日: 2020年10月23日)、及び矢吹晋「習近平と文化大革命: 現代に落とす文革の影」専修大学社会科学研究所月報624巻(2015) file:///C:/Users/huali/Downloads/3011\_0624\_02.pdf (最終閲覧日: 2020年10月23日)。

75) 董菲晨「巡視的權威来自党中央」『中央紀檢監察』第17期(2017) 14頁。

図2 中央巡視組，中央巡視組領導小組，中央巡視組領導小組弁公室配置図



宋昭，張璩「中央巡視的結構效能研究」『安徽行政學院學報』第46卷第4期（2018）36頁  
図2を参考に筆者が翻訳したもの。

## 7. 小 括

本来，中国共産党は，中央常務委員会7名を頂点にしたヒエラルキー構造になっている。中央規律検査委員会のトップである書記は，党内の地位が相対的に低い<sup>76)</sup>。そのため，形式上，中央規律検査委員会書記より上位に位置する高級クラスの領導幹部に対して，汚職調査を行うことができなかった。

そこで，習近平政権は，2003年に成立した「巡視組」に対して，党中央直属の地位を与え，「巡視組」の位置を明確にし，権限を強化することで，これまでの規律検査委員会が手を出せなかった，高級クラスの領導幹部に対する規律違反の調査ができるようにした。これにより，公安，檢察，裁

76) 現職の趙樂際中央規律検査会書記の党内序列は7名中第6位であり，王岐山前中央規律検査会書記の序列は7名中第6位であり，吳官正前中央規律検査会書記の序列は9名中第7位であり，賀国強中央規律検査会書記の序列は，9名中第8位である。このように，中央規律検査会書記の党内全体における地位は高いが，党中央政治局常務委員会における序列は比較的低い。

判所、軍部を含む幅広い機関の幹部や党員が調査対象になり、規律違反で処分された。

当局の発表によると、第1期習近平において立件された中級クラス以上の領導幹部による規律違反の60%が、巡視組による調査で発覚している<sup>77)</sup>。こうして、「巡視組」は、共産党による汚職調査の「利剣」と呼ばれるようになった。そして、一部の先行研究によると、習近平政権の反腐敗闘争は党に対する国民の信頼を一定程度取り戻せたと評価されている<sup>78)</sup>。

#### IV. 「巡視組」の調査手法

本項は、2017年に改正された「中国共産党巡視工作条例」をもとに、調査手続、処分、移行手続について述べていく。

##### 1. 調査手法

「巡視」は、被巡視領域の状況に応じて、特別巡視、再巡視、抜き打ち巡視など巡視の形態を柔軟に選択している。「巡視組」の調査方法は、第17条に基づく以下の13項目である。

(1)「報告の聴取」：被巡視党組織の活動報告と関連部門で、規律違反、違法などの特定の問題の報告を聴取することである。当局の公式の「《中国共産党巡視工作条例》積義」<sup>79)</sup>(以下、「積義」という。)によると、報告の

---

77) 中央紀委国家監委網站 (2017)・前掲注48) (最終閲覧日：2020年7月29日) を参照。

78) 「中国の腐敗撲滅に国民から高い評価」人民網日本語版 (2015) <http://j.people.com.cn/n/2015/0302/c94474-8855649.html> (最終閲覧日：2020年10月29日) を参照、及び防衛研究所編 (2014)・前掲注50) 110頁 (最終閲覧日：2020年10月29日) を参照。

79) 「《中国共産党巡視工作条例》積義：第四章工作方式和権限第十七条」中央紀委国家監委網站 (2016) [http://www.ccdi.gov.cn/djfg/fgsy/201607/t20160714\\_114390.html](http://www.ccdi.gov.cn/djfg/fgsy/201607/t20160714_114390.html) (最終閲覧日：2020年10月29日) を参照。

聴取は、巡視組が被巡視対象に関する活動状況を理解する重要な方法であり、被巡視党組織が党の清廉建設を履行する主体责任と監督を検査する重要な手段である。

(2)「個別の談話」：被巡視党組織の領導幹部及びその構成員、その他の幹部非党員に対して個別の談話を行うことである。「釈義」によると、「個別の談話」は、巡視におけるもっとも基本的で有効な調査手法である。「個別の談話」の対象となるのは、被巡視党組織領導幹部と構成員、規律検査監察機関・組織人事部門の領導幹部と構成員、下級党組織主要責任者、及びこの2年間に離職あるいは退職した領導幹部とその構成員などである。事実を引き出すために、一対一の談話、複数回にわたる談話、駐在地以外における談話など特別な方式が含まれる。

(3)「民衆からの投書、電話、電報の受理」：被巡視党組織の領導幹部及びその構成員と1ランク下級の党組織の領導幹部、主たる責任者の問題に関する汚職の情報を、投書・電話・電報・来訪者などによって受理し、調査に反映することである。「釈義」によると、近年の領導幹部による規律違反、違法行為の傾向は、昇格以前に担当していた下級組織の責任者であった時代に発生していることが多いため、「巡視組」は、被巡視党組織とその下部組織まで調査の範囲を拡大するようになった。第15条の内容に関する問題や関連情報がないかどうかを調査する。

(4)「抜き打ち調査」：領導幹部の下記のような個人的な事情について、抜き打ち調査を行うことである。「釈義」によると、2013年2月、18期中央規律検査委員会第2回全体会議から始められた調査方法で、不動産、株、個人企業・企業投資・商売・企業経営、私用の出国及び配偶者・子女の国外移住などの個人情報について抜き打ち調査を行う。

(5)「関係者への事情調査」：「釈義」によると、新しい調査方法の一つで、被巡視者本人だけでなく、知人、愛人、直接の関係者、証人あるいは緊密な関係にある人物から、関係者に関する情報を入手することである。

(6)「文書資料の閲覧」：関連文書、身分調書、議事録等の資料は取り寄せて閲覧し、複写することである。「釈義」によると、事実に関する証拠を

確保するために、調査に使用した資料を複写する。

(7)「座談会の招集」:「釈義」によると、複数の人と対面で話を聞き、状況を理解し、意見を聴取する重要な調査方法である。

(8)「会議への列席」:被巡視地区(所属先)において関連する会議に出席することである。「釈義」によると、関連する会議とは、党委員会常務委員会会議、(党组会議)、党委員会全委員会会議、党委(党组)拡大会議、行政領導幹部会議、領導幹部民主生活会などである。

(9)「アンケート調査と民主的査定」とは、民主的に国民の評価を調査し、アンケート調査を実行することである。

(10)「予告する訪問調査」:適正な方法で被巡視地域(所属する組織)に属する地域、所属先あるいは部門に赴き、状況を理解する。「釈義」によると、「暗訪」という、被巡視地域の領導幹部が前任した地域、所属先に対して、事前の通達をせずに訪問する調査方法もある。

(11)「特定項目による検査の展開」:「釈義」によると、新しい調査項目であり、具体的な調査としては、選任・任用に関する調査を行う。収賄の動機の一つとして、人事権を持つ幹部が贈賄に応じている現象があげられる。先行研究においても、地位の獲得、維持の過程では、公職者が個人的なコネを利用したり、特定の官僚に対して賄賂を贈り、特別な関係を作るケースがあると指摘されているように<sup>80)</sup>、中国では、昇進や地位の維持を希望する部下に対して、人事権の売買が行われている。

(12)「関連部門に協力要請」:「釈義」によると、具体的には、規律検査機関、検察院、人民法院、公安機関、法政機関、監査機関、財政機関、金融機関、国営企業監督機関、専門機関に調査活動に必要な協力を要請することができる。

(13)「その他の方法」:巡視組を派遣した党組織が承認したその他の方法で、「釈義」によると、巡視組は必要に応じた合法的な調査活動を合法的に展開することができる。これは、巡視組の調査活動に柔軟性を持たせること

---

80) 大内穂著『腐敗の構造』ダイヤモンド社(1977)50頁。

で、さらに追及した調査活動ができるようにしている。

以上の調査手法をまとめると以下ようになる。

巡視組の調査活動に強制力はない。しかし、「中国共産党巡視工作条例」第36条には、「被巡視党組織の領導幹部とその構成員は、自主的に巡視の監督を受け入れ、巡視組の活動に積極的に協力しなければならない。党員は巡視組に対してありのままの状況報告をする義務がある。」とし、調査活動に強制力がない代わりに、調査を受けることを「党員の義務」としている<sup>81)</sup>。

「党紀違反と刑法犯の各処分内容や手続について、互いの法的連携の強化を念頭に整備が進められている。こうした法の相互運用性の向上は、反腐敗と網紀肅清を目的としている。」<sup>82)</sup>といわれる。

## 2. 処 分

第37条では、「当該区域（事業体）の領導幹部、主たる責任者あるいはその他の関連する責任者に対して、批判教育をするか、組織処理あるいは規律処分を与える。犯罪の疑いがある場合は、司法機関に移送され法律に従って処理する。」といった処分が行われる。

批判教育とは、「誤りを批判し、教育をすること」<sup>83)</sup>であり、「中華人民共和国公務員法」第61条によると、違反行為が軽微な場合に採られる軽微処分であり、批判教育によって改善が認められた場合、党紀処分は免除される<sup>84)</sup>。

---

81) 中国紀検監察報「【今日鋭評】認真配合巡視工作是責任更是義務」中央紀委国家監委網站（2018）[http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201808/t20180816\\_177789.html](http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201808/t20180816_177789.html)（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

82) 鈴木・前掲注25）28頁（最終閲覧日：2020年10月30日）から引用。

83) 岡村志嘉子「中国の新たな国家監察体制—中華人民共和國法—」『外国の立法』（2018）81頁注釈（16）[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11202128\\_po\\_02780004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11202128_po_02780004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)（最終閲覧日：2020年10月29日）を引用。

84) 「中華人民共和國公務員法」中国人大網（2018）<http://www.npc.gov.cn/npc/>

組織処理とは、党組織が幹部の管理に関する権限に基づいて、党の規律違反の疑いのある党員幹部に対して、必要な職位・職務の調整を行う組織的な措置である。

党の規律処分に関しては、「中国共産党規約」第41条、「中国共産党規律処分条例」第8条において、以下の5項目となっている。(1)警告(警告):一番軽い党内紀律処分である。規律違反の内容が比較的軽い場合に受ける処分。(2)嚴重警告(嚴重警告):比較的軽い党規処分で、規律違反の性質と内容が比較的重い党員に対する処分。(3)党内職務の解任(撤銷党内職務):比較的重い処分であり、犯した過ちの性質から、内容が比較的重く現在の職位に適さない場合に下される処分。(4)党内観察(留党察看):比較的重い規律処分であり、重大な規律違反を犯し中国共産党員の条件を完全に喪失していないが、現職を続けることは難しい場合の処分。(5)党籍剝奪(開除党籍):一番重い規律処分である。重大な規律違反を犯し、中国共産党員の資格を喪失する処分<sup>85)</sup>。

一方、党規処分とは、党員が「中国共産党規約」やその他の党内法規に違反し、国家の法律や規定に違反し、党と国家の政策に違反し、社会主義の道徳に違反し、党国と人民の利益に害を与える行為をとった場合に、規定に従い、党の規律処分を加えるものである<sup>86)</sup>。

### 3. 移行手続

巡視活動を含む反腐败闘争は、「巡視組」による調査活動から始まり、国家による調査、処分など、党と国の二重体制による複雑な連携で成り立

---

c12488/201812/7a8739d2c6e146ddb3acf29b27336562.shtml (最終閲覧日:2020年10月29日)。

85) 中共中央規律検査委員会中華人民共和國監察委員会法規室編『中国共産党規律処分条例 釈義』中国方正出版社(2018)75-76頁を参照。

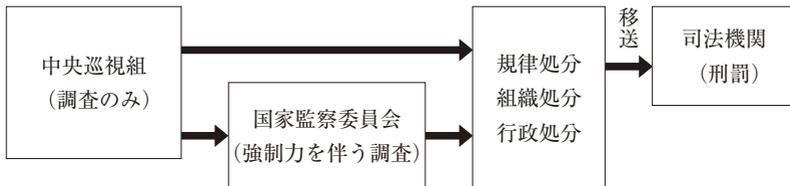
86) 中国紀檢監察報「如何把握組織處理与党紀處分的關係?」中央紀委国家監委網站(2019) [http://www.ccdi.gov.cn/djfg/ywggw/201908/t20190821\\_199114.html](http://www.ccdi.gov.cn/djfg/ywggw/201908/t20190821_199114.html) (最終閲覧日:2020年10月29日)を参照。

っているようにも見えるが、実際には適切に分業された活動である。

汚職摘発の過程では、まず「巡視組」による調査が行われ、「巡視組」の調査で得た結果は党中央又は巡視工作領導小組に報告される。更なる調査が必要であるという報告を国家監察委員会が受けると、同委員会は、「巡視組」の調査結果をもとに被調査人に対して強制力の及ぶ調査方法で、汚職の容疑を固める。そのうえで、規律処分が必要である場合には、党や組織からの処分を受ける。

被調査人が公務員の場合は、「行政処分」を受けることがある。中国における「行政処分」とは、「中華人民共和国公務員法」<sup>87)</sup>第56条、「行政機関公務員処分条例」第6条に定められている以下6項目で、(1)警告（警告）：警告する処分、(2)記過（记过）：過失として記録に残す処分、(3)記大過（记大过）：重大な過失として記録に残す処分、(4)降級（降级）：職務階級の降格の処分、(5)徹職（撤职）：免職処分、(6)開除（开除）<sup>88)</sup>：免職処分、となっている。

図3 反腐败闘争における分業体制



筆者作成

87) 「中華人民共和国公務員法」国家公務員局（2008）[http://www.scs.gov.cn/zcfg/201409/t20140902\\_370.html](http://www.scs.gov.cn/zcfg/201409/t20140902_370.html)（最終閲覧日：2020年10月30日）、又は「行政機関公務員処分条例」第6条、岡村志嘉子・前掲注83）81頁注釈（16）（17）（18）（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

88) 「開除」とは、免職に加えて、公務員の資格も剝奪される処分。「行政処分有行哪些種類？」中国人大網（2002）<http://www.npc.gov.cn/npc/c2392/200204/0b5c3ad8df2247d8b6083c460b6b1df6.shtml>（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

その後、汚職の内容が刑罰法規に反する場合には、司法機関に移送されて、刑罰を受けることになる。

#### 4. 「巡視組」の調査に対する監視機能

日本をはじめ近代憲法を有する国において、調査による職権の乱用に関しては、裁判所の審査により監視する体制を設けている。

これに対し、中国での「巡視組」による調査の場合は、党中央、省、自治区、直轄市委員会に「巡視工作領導小組」を成立し、それぞれが責任を負うことになっている。「巡視組」は「巡視組領導小組」に対して活動を報告することになっている（中央巡視組工作条例5条）が、司法的な監査を受ける形にはなっていない。また、巡視工作領導小組組長は同級党規律検査委員会の書記が務め、巡視工作を実施するための主要な責任者と規定している（第35条）。しかし、党が率いる独裁国家としての「中国」では、「巡視組」を監督する立場にある中央委員会の決定は憲法より強く、中央委員会委員は直接の監督を受けない仕組みになっている。

## V. 結 論

現在、「巡視組」の権威は、党中央の権威そのものに変化し<sup>89)</sup>、中央委員会を信頼した制度となった。

前述の通り、先行研究では、「中国では文革終結以後、党政治局常務委員の地位にあった人物は、失脚こそあれ逮捕された例はない。党政治局常務委員を経験した人物でも不正に手を染めれば司法の手によって裁かれるとの前例を作れるか否かは、「虎（大物）も蠅（小物）も叩く」と号した習近平政権の共産党政権生き残りを賭けた腐敗取り締まりへの意欲を探る目安になる。これが達成できれば、共産党に対する国民からの信頼も一定

---

89) 宋昭、張璨「中央巡視的結構効能研究」『安徽行政学院学報』第46卷第4期（2018）38頁を参照。

程度取り戻すことができるであろう」<sup>90)</sup>と評価されている。

中国では、長期的に、人民法院、人民検察院、公安部において汚職が蔓延してきた。そのため、確実に汚職を摘発できる調査機関を構築する必要があった。さらに、汚職摘発の過程に関わる機関は、独立性を持つ必要があったと考えられる。党は、「中国共産党巡視工作条例」を根拠規定として、「巡視組」を党直属の独立した汚職調査チームとして、汚職調査に乗り出した。そして、中国共産党規律検査委員会書記の序列が低いことが原因で、序列の高い領導幹部に対する汚職調査が困難であるという状態を克服した。また、法治化を進める習近平政権にとって、社会主義国家の持続に必要な制度を整備することができた。しかし、習近平が強調している憲法の強化とは、一般的に日本で想像されるような市民の憲法上の権利保護の話ではなく、共産党の権威強化、さらには習近平個人への権力の集中を目的としたものである<sup>91)</sup>、このような法治化は、日本をはじめ近代憲法を有する国の価値観では理解しにくいものとなっている。

日本においても、政府の方針に従っているかを業務監察として調査し、適切でない場合には指摘を受けることがある。しかし、中国のように、組織処理や規律処分のような処分を受けるには至らない。「巡視組」が行う政治巡視では、習近平に従わないだけで処分を受ける。明確な規律違反がなくても、党の方針に反していると評価されれば、処分されることになりかねない。このような仕組は、中国的の現状には有効であるが、チェック機能が及ばない7名の中央常務委員会委員によって恣意的に利用される可能性があり、このようなチェック機能の欠如は、ひいては習近平個人への権力集中につながりかねないものである。

---

90) 防衛研究所編（2014）・前掲注50）110頁（最終閲覧日：2020年10月29日）を参照。

91) 金野純「『新時代』中国の中央集権化と法治」笹川平和財団（2018）<https://www.spf.org/spf-china-observer/document-detail005.html>（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

資料

中国共産党巡視工作条例  
(中国共産党巡視工作条例)<sup>92)</sup>

The Regulations on inspection work of the Communist Party of the People's Republic  
of China

2009年「中国共産党巡視工作条例（試行）」<sup>93)</sup>制定

2015年「中国共産党巡視工作条例」<sup>94)</sup>制定

2017年7月1日「中国共産党巡視工作条例」修正

2017年7月10日施行

目次

- 第一章 総則（第一条～第四条）
- 第二章 機構と人員（第五条～第十二条）
- 第三章 巡視範囲と内容（第十三条～第十六条）
- 第四章 活動方式と権限（第十七条～第二十条）
- 第五章 活動に関する手続（第二十一条～第三十二条）
- 第六章 紀律と責任（第三十三条～第三十八条）
- 第七章 附則（第三十九条～第四十二条）

第一章 総則

第一条

全面的な厳しい党内統治を行うために、党内の政治生活を厳粛にし、党内政治を

---

92) 中国語の「工作」には、仕事、活動、作業、業務などの意味がある。この場合、固有名詞として「巡視工作条例」のままにしている。条文の「工作」は、巡視組による「調査活動」を指している。本文では統一して「活動」と訳すことにする。[中国共産党巡視工作条例の本文に付した注は、訳注である。]

93) 出典は、「中国共産党巡視工作条例（試行）」中国人大網（2009）[http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/fztd/fggz/2009-07/13/content\\_1510108.htm](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/fztd/fggz/2009-07/13/content_1510108.htm)（最終閲覧2020年10月20日）。

94) 出典は、「中共中央印発 中国共産党巡視工作条例」中共中央規律検査委員会 中華人民共和國監察部（2015）[http://www.ccdi.gov.cn/special/xstl/yw\\_xstl/201508/t20150814\\_60554.html](http://www.ccdi.gov.cn/special/xstl/yw_xstl/201508/t20150814_60554.html)（最終閲覧日：2020年10月29日）。

浄化し、党内監督を強化し、「中国共産党規約」に基づいて本条例を制定する<sup>95)</sup>。

## 第二条

党中央、省、自治区、直轄市の委員会は巡視制度を施行し、巡視の専門機関を設立し、任期内に管轄する地方、部門、企業、及び単位組織の党組織に対して全面的な巡視を実施する<sup>96)</sup>。

中央関連部門委員会、中央国家機関部門党組（党委員会）は、巡視制度を施行し、巡視機構を設立し、管轄する党組織に対して巡視監督を実施する<sup>97)</sup>。

党の市（地、州、盟）と県（市、区、旗）委員会は巡察制度を設立し、巡察機関を設立し、管轄する党組織に対して巡察監督を実施する。

視巡察活動を展開する党組織は巡視巡察活動の主な責任を負う。

## 第三条

巡視活動はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論<sup>98)</sup>、「三つの代表」

---

95) 公式の「中国共産党巡視工作条例 積義」によると、第一条「中国共産党巡視工作条例」は「中国共産党章程」に基づいており、その主要目的は以下の三点である。一つに、全面的な厳しい党内統治を行うこと、二つに、党内監督を強化すること、三つに、規範の巡視工作をすることである。党の規律と制度を用いた模範的な活動を行い、法律と規則による巡視を展開することである。〔《中国共産党巡視工作条例》積義：第一章総則第一条〕中央紀委国家監委網站(2016) [http://www.ccdi.gov.cn/djfg/fgsy/201602/t20160215\\_114374.html](http://www.ccdi.gov.cn/djfg/fgsy/201602/t20160215_114374.html)（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。また、2015年条例と対比をすると、本条例第1条には、「党内の政治生活を厳粛にし、党内政治を浄化し」という一文が加えられている。「一図読懂：《中国共産党巡視工作条例》修改対比一覽表」中央紀委国家監委網站(2017) [http://www.ccdi.gov.cn/tjts/ytdd/201712/t20171222\\_157471.html](http://www.ccdi.gov.cn/tjts/ytdd/201712/t20171222_157471.html)（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

96) 中国語の「単位」には、「会社、団体、事業体を始めとする、ひとまわりの組織となっている職場等をいう。」岡村・前掲注83) 74頁注釈(3)（最終閲覧日：2020年10月23日）を引用。本文では、原則的に「単位組織」と訳すことにする。

97) 2015年条例と対比をすると、第2条では、「全面的な巡視」が「任期内の全面的な巡視」に修正されている。また、「中央関連部門委員会、中央国家機関部門党組（党委員会）は、巡視制度を施行し、巡視機構を設立し、管轄する党組織に対して巡視監督を実施する」という一文が追加されている。さらに、「巡視活動」だけでなく「巡察活動」に関する規定が追加されている。中央紀委監察部網站(2017)・前掲注95)（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

98) 1992年の鄧小平の「南巡講話」に由来する。「1997年2月19日「鄧小平理論」

## 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

重要思想<sup>99)</sup>、科学的発展観に導かれ<sup>100)</sup>、習近平総書記系列の重要講話の精神と国政運営の新理念新思想新戦略をさらに徹底し、「領導幹部の政治に対する意識、大局な意識、核心となる意識、模範となる意識」を固く確立し、習近平同志を核心とする党中央の権威と集中的・統一的領導を断固として守り、「五位一体」<sup>101)</sup>の総体的な配置を推進し、「四つの全面」<sup>102)</sup>戦略的配置を強調して推し進め、新発展の理念を徹底し、「中国の特色ある社会主義の道に対する自信、理論に対する自信、制度に対する自信、文化に対する自信」を固め、党規約を尊重し、規定によって党を治め、中央巡視活動方針を着実に実施し、政治巡視を深め、党の領導を維持し、党の建設を強化し、全面的で厳格な党内統治に焦点を当て、問題を発見し、畏怖心を

---

は、同年9月に開かれた中国共産党第15回全国代表大会（党大会）において党規約に盛り込まれ、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想とともに中国共産党の指針」となった。関志雄「鄧小平路線とは」<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/070330-1kaikaku.html>（最終閲覧日：2020年10月25日）から引用。

- 99) 2000年2月、江沢民が広東視察した際の談話で発表した重要思想。「三つの代表」とは、(1)中国の先進的な社会生産力の発展の要求、(2)中国の先進文化の前進の方向、(3)中国の最も幅広い人民の根本的利益を示す。「用語：三つの代表」人民網日文版（2020）[http://j.people.com.cn/2002/11/06/jp20021106\\_22956.html](http://j.people.com.cn/2002/11/06/jp20021106_22956.html)（最終閲覧日：2020年10月25日）を参照。
- 100) 2007年10月の第17回党大会で改正された党規約に盛り込まれた胡錦濤の基本思想。「科学的発展観」とは、「発展は中国のあらゆる問題を解決する鍵であり、小康社会（いくらかゆとりのある社会）の全面的建設、社会主義現代化の加速、中国の特色ある社会主義事業の新局面の開拓、中華民族の偉大な復興の実現にとって決定的な意義を持つ。発展をしっかりと押さえ、行って初めて、人民の願望を根本的に把握し、社会主義現代化の本質を把握し、わが党の執政・興国の鍵を把握することができる」ということ。「理論キーワード解説「科学的発展観」」人民網日文版（2012）<http://j.people.com.cn/94474/7995348.html>（最終閲覧日：2020年10月25日）を引用。
- 101) 「五位一体」とは、①経済建設、②政治建設、③文化建設、④社会建設、⑤生态文明建設の五つの面の建設の一体化展開を示す。趙晶、秦華「五位一体」中国共産党新聞 <http://theory.people.com.cn/n/2012/1125/c40531-19687892.html>（最終閲覧日：2020年7月18日）、及び「第十二講：“五位一体”総体布局和“四個全面”战略布局」中央紀委国家監委網站（2018）[http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201801/t20180111\\_161539.html](http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201801/t20180111_161539.html)（最終閲覧日10月18日）を参照。
- 102) 2014年江蘇省における視察における習近平の演説。「四つの全面」とは、①全面建成小康社会（ややゆとりのある社会の全面的建設）、②全面深化改革

生じさせ、改革を推し進め、発展を促進し、中国共産党が中国の特色のある社会主義事業の強固たる領導の核心であることを確実に保証する<sup>103)</sup>。

第四条 巡視活動は中央の統一した領導に従い、等級ごとに責任を負う。实事求是を探求する姿勢を堅持し<sup>104)</sup>、法に則り規則に従い、大衆路線を堅持し、民主的な精神を発揚する。

## 第二章 機構と人員

### 第五条

党中央、省、自治区、直轄市の委員会に巡視工作領導小組を設立し、党中央、省、

---

（改革の全面的深化）③全面推進依法治国（全面的な法による国家の統治）、④全面從嚴治党（全面的な厳しい党内統治）を示す。

103) 2015年条例と対比をすると、「党風清廉建設と反腐敗闘争」という文言がなくなり、第3条には、「国政運営の新理念新思想新戦略をさらに徹底し、「領導幹部の政治に対する意識、大局な意識、核心となる意識、模範となる意識」を固く確立し、習近平同志を核心とする党中央の權威と集中的・統一的領導を断固として守り、「五位一体」の総体的な配置を推進し、「四つの全面」戦略的配置を強調して推し進め、新發展の理念を徹底し、「中国の特色ある社会主義の道に対する自信、理論に対する自信、制度に対する自信、文化に対する自信」を固め、党規約を尊重し」という党の理念を具体化した表現が追加されている。

また、「中央巡視活動方針を着実に実施し、政治巡視を深め、党の領導を維持し、党の建設を強化し、全面的で厳格な党内統治に焦点を当て、問題を発見し、畏怖心を生じさせ、改革を推し進め、発展を促進し、中国共産党が中国の特色のある社会主義事業の強固たる領導の核心であることを確実に保証する」という政治巡視に関する文言も追加されている。中央紀委国家監委網站（2017）・前掲注95）（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

104) 「实事求是」とは「河間獻王德伝」『漢書』に由来する。「事物の原理を追求し、物事の真理を追求する（務得事實、每求真是也）」ことをいう。学習時報「实事求是是要一以貫一重溫習近平《堅持实事求是的思想路線》」（2018）<http://dangshi.people.com.cn/n1/2018/1203/c85037-30437585.html>（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

その後、毛沢東が「改造我們的學習」（1941）の中で、「求是」に対して、「客觀的に存在するすべての事物という」解釈をつけた。毛沢東「中国共産党在民族戰爭中的地位」（1938年延安高級幹部會議）『毛沢東選集第2巻』人民出版社（1991）522頁の中に、「共産黨員應是实事求是的模範」と記載されている。

## 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

自治区、直轄市党委員会のそれぞれに対して責任を負い、活動の報告をする。

巡視工作領導小組組長は同級党規律検査委員会の書記が務め、副組長は通常同級党委組織部部長が務める。巡視工作領導小組組長を組織が巡視工作を実施するための主要な責任者とする。

中央巡視工作領導小組は、省、自治区、直轄市の党委員会、中央関連部門委員会、国家機関部門党組（党委員会）に対する巡視活動の領導を強化すべきである<sup>105)</sup>。

### 第六条

巡視工作領導小組の職責は以下の通りである。

- (一) 党中央委員会と同級党委員会に関連する決議、決定を徹底する。
- (二) 巡視活動計画、年度計画と段階的な任務の配置を検討し提出する。
- (三) 巡視活動報告を聴取する。
- (四) 巡視結果の活用を検討し、分類して処理し、関連する意見と提案を提出する。
- (五) 同級党組織に対して巡視活動状況を報告する。
- (六) 巡視組に対して管理と監督を実施する。
- (七) 巡視活動におけるその他の重要事項を検討し処理する。

### 第七条

巡視工作領導小組のもとに事務局を設置し、日常の事務処理分門とする。中央巡視工作領導小組弁公室は中央規律検査委員会に配置されている。

省、自治区、直轄市の党委員会巡視工作領導小組弁公室は党委員会工作部門として、同級党規律検査委員会に配置する。

### 第八条

巡視工作領導小組弁公室の職責は以下の通りである。

- (一) 巡視工作領導小組に対して活動状況を報告し、巡視工作領導小組の政策決定と人員配置を徹底して伝達する。
- (二) 巡視組による活動計画を示達し、調和させ、指導する。
- (三) 政策研究、制度建設等の活動を担当する。
- (四) 巡視組を派遣した党組織、巡視工作領導小組の決定事項に対して監督を行う。
- (五) 関連部門と協力して巡視工作人員に対する訓練、審査、監督、管理を実施する。

---

105) 2015年条例と対比をみると、第5条では、「省、自治区、直轄市の党委員会、中央関連部門委員会、国家機関部門党組（党委員会）」と、「党委員会」を追加している。中央紀委国家監委網站（2017）・前掲注95）（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

（六）巡視工作領導小組に割り振られたその他の事項を取り扱う。

#### 第九条

党中央、省、自治区、直轄市の委員会に巡視組を設立し、巡視の任務を遂行する。巡視組は巡視工作領導小組に対し責任を負い、活動報告をする。

#### 第十条

巡視組には組長、副組長、巡視専門員とその他の職位を設ける。巡視組は組長責任制を実施し、副組長は組長の活動に協力する。

巡視組組長は毎回の巡視毎に任務が確定され、受権される。

#### 第十一条

巡視工作人員は以下の条件を満たすものとする。

（一）理念と信念に揺るぎがなく、党に忠実であり、思想、政治、行動が党中央、高度的に一致している<sup>106)</sup>。

（二）原則を堅持し、敢然と担当した任務を遂行し、法に従い行動し、公平で品行が正しく、清廉潔白である。

（三）党の規律を遵守し、党の秘密を厳守する。

（四）党の任務と関連する政策法規に精通し、問題発見、コミュニケーションと協調性、総合的な言語表現等の能力に優れている。

（五）身体が健康で、職務を遂行する能力がある。

#### 第十二条

巡視工作人員の選任は厳正な基準条件により行われなければならない。巡視工作人員に不適切な場合は適時調整しなければならない。

巡視工作人は規定に従って人事異動を行う。

巡視工作人員は、職務上の忌避、地域の忌避、公務上の忌避を行う。

### 第三章 巡視範囲と内容

#### 第十三条

中央巡視組の巡視対象と範囲は以下の通りである。

（一）省、自治区、直轄市の党委員会と人民代表大会常務委員会、政府、政治協商会議党組の領導幹部及びその構成員、省、自治区、直轄市高級人民法院、人民檢察院党組の主たる責任者、副省級都市党委員会と人民代表大会常務委員会、政府、政治協商会議党組の主たる責任者。

（二）中央部門委員会の領導幹部及び構成員、中央国家機関部門委員会、人民団体

---

106) 2015年条例と対比をすると、第11条には、「党に忠実であり」という文言が追加されている。中央紀委国家監委網站（2017）・前掲注95）（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

## 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

党組（党委員会）の領導幹部及びその構成員。

（三）中央が管理する国有重要中核、金融、事業団体党委員会（党組）の領導幹部及びその構成員。

（四）中央が巡視を要求するその他機関の党組織の領導幹部及びその構成員。

### 第十四条

省、自治区、直轄市の党委員会による巡視組の巡視対象と範囲は以下の通りである。

（一）市（地区、州、盟）、県（市、区、旗）党委員会と人民代表大会常務委員会、政府、政治協商会議党組の領導幹部とその構成員、市（地区、州、盟）中級人民法院、人民検察院と県（市、区、旗）人民法院、人民検察院党組の主たる責任者。

（二）省、自治区、直轄市の党委員会工作部門の領導幹部及びその構成員、政府部門、人民団体党組（党委員会、党工作委員会）の領導幹部とその構成員。

（三）省、自治区、直轄市が管理する国有、事業団体党委員会（党組）の領導幹部とその構成員。

（四）省、自治区、直轄市党委員会が巡視を要求するその他の機関党組の領導幹部とその構成員。

### 第十五条

巡視組は巡視対象に対して「中国共産党規約」とその他の党内法規を執行し、党の規律を遵守し、全面的な厳しい党内統治の主体的責任と監督責任等の状況に対して、着実に監督を実施し、党領導者の弱体化、党建設の欠陥、全面的な厳しい党内統治の不足、党觀念の低下、組織の弛緩、紀律の弛緩、党内統治の緩みの問題を積極的に発見する<sup>107)</sup>。

（一）政治規律と政治的不文律に違反し、党の路線方針政策の言行に違反し、命令に従わず、禁止を守らず、面従腹背し、徒党を組んで私利を図り、徒党を組み及び仕事に対する責任感がないなどの問題<sup>108)</sup>。

（二）廉潔な規律の違反、職権の濫用、汚職賄賂、腐敗による墮落等の問題。

（三）組織規律の違反、違法な人員の任用、違法な身内の任用、要職の買収、人事

107) 2015年条例と対比をすると、「党風清廉建設」が、第15条には、「厳しい党内統治」という文言に修正されている。また、発見する問題を、「党領導者の弱体化、党建設の欠陥、全面的な厳しい党内統治の不足、党觀念の低下、組織の弛緩、紀律の弛緩、党内統治の緩み」と具体的に指摘している。中央紀委国家監委網站（2017）・前掲注95）（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

108) 2015年条例と対比をすると、「徒党を組んで私利を図り」「仕事に対する責任感がない」という文言が追加されている。中央紀委国家監委網站（2017）・前掲注95）（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

権の売買，違法な集票，及び独断専行，職務怠慢，深刻な団結不足等の問題<sup>109)</sup>。

（四）公衆規律，職務規律，生活規律の違反，中央八項規定精神<sup>110)</sup>に対する実施の不徹底，形式主義，官僚主義，享楽主義，贅沢浪費の風潮等の問題。

（五）巡視組を派遣した党組織が要求するその他の問題。

#### 第十六条

巡視組を派遣した党組織は活動の必要に基づいて，所轄の地方，部門，職場の重要人物，重要事項，重要な問題あるいは巡視の改善に対して，柔軟で敏捷に巡視を行う。

### 第四章 活動方式と権限

#### 第十七条

巡視組は以下の方式を以って活動を展開することができる。

（一）被巡視党組織の活動報告と関連部門から上がった特定の問題に関する報告を聴取する。

（二）被巡視党組織の領導幹部及びその構成員と，その他の幹部非党員に対して個別の談話を行う。

（三）被巡視党組織の領導幹部及びその構成員と，下一級党組織の領導幹部，主たる責任者の問題に関する投書・電話・電報・来訪者などから届いた情報を受理し報告する。

（四）領導幹部の個人的な関連事項の状況について，抜き打ち検査を行う。

（五）関係者に状況を尋ねる。

（六）関連文書，身分調書，議事録等の資料は取り寄せて閲覧し，証拠資料として複写する。

（七）座談会を招集する。

（八）被巡視地区（職場）での関連会議に出席する。

（九）民主的に国民の評価を調査し，アンケート調査を実施する。

（十）適正な方法で被巡視地域（職場）に属する地域，所属する組織或いは部門に行き状況を理解する。

（十一）特定項目による検査を展開する。

---

109) 2015年条例と対比をすると、「要職の買収，人事権の売買」という文言が追加されている。中央紀委国家監委網站（2017）・前掲注95）（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

110) 2015年条例と対比をすると、「中央八項規定精神」という文言が追加されている。中央紀委国家監委網站（2017）・前掲注95）（最終閲覧日：2020年10月30日）を参照。

## 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

(十二) 関連部門に協力要請する。

(十三) 巡視組を派遣した党組織が承認したその他の方法。

### 第十八条

巡視組は被巡視党組織に協力を得活動を展開し、被巡視地区（単位組織）の通常業務を干渉せず、規律審査の結果を執行しない<sup>111)</sup>。

### 第十九条

巡視組は請示報告制度を厳格に執行しなければならず、巡視活動における重要な状況と重大な問題は適時巡視工作領導小組に対して指示を仰ぐ。

特別な状況下において、中央巡視組は中央巡視工作領導小組組長に直接報告をすることができ、省、自治区、直轄市の党委員会巡視組は省、自治区、直轄市の党委員会書記に直接報告をすることができる。

### 第二十条

巡視の期間中、巡視工作領導小組の承認を得て、巡視組は被巡視党組織が管理する幹部の規律違反、法律違反の具体的な問題の関連資料を、関連する規律検査機関或いは政法機関に引き継ぎ処理することができる。大衆への強い反応、明らかな規定違反かつ適時解決する問題に対して、被巡視党組織に処理提案を提出する。

## 第五章 活動に関する手続

### 第二十一条

巡視組が巡視を展開する以前に、同級規律検査機関、政法機関と組織、監査機関、信訪局<sup>112)</sup>等の部門と単位組織に対して、被巡視党組織の領導幹部とその構成員に関連する状況を把握させなければならない。

### 第二十二条

巡視組が被巡視地区（単位組織）に派遣した後、被巡視党組織に巡視任務を通達し、規定による活動方法と権限に応じて、巡視を展開し、活動を理解しなければな

---

111) 原文は、「十八条 巡視組依靠被巡視党組織展開工作，不干預被巡視地区（單位）的正常工作，不履行執紀審查的職責。」である。

112) 国家信訪局公式ホームページ，<http://www.gjxfj.gov.cn/gjxfj/index.htm>（最終閲覧日：2020年10月25日）。

中国には、「国家機関に対する不服申し立て機関として、陳情〔信訪〕という制度がある。これは、もともと〔人民来信來訪制度〕（〔来信〕は投書，〔來訪〕は訪問の意味）と呼ばれたもので」ある。田中中信行編『入門中国法』弘文堂（2013）を引用。「信訪局」とは、個人や組織などからの、不正告発、請願、陳情、苦情などの申し立て、対応や処理を行う部門。

らない。

巡視組は被巡視党組織の領導幹部とその構成員の重要な問題と関連情報を考慮し、さらに理解を深めることができる。

#### 第二十三条

巡視の調査活動が終了した後、巡視組は巡視の報告書を作成し、調査で判明した重要な状況と問題を事実のままに報告し、処理案を提出しなければならない。党の清廉建設等方面に存在する普遍的で、傾向性のある問題と、その他の重大な問題に対しては、特定の問題として取り上げた報告書を作成し、原因を分析し、提案を出さなければならない。

#### 第二十四条

巡視工作領導小組は、巡視組の巡視状況報告を適時把握しなければならないが、処理案を検討し、巡視組を派遣した党組織の決定に応える。

#### 第二十五条

巡視組を派遣した党組織は巡視工作領導小組に関連する状況報告を適時聴取し、巡視の成果の活用について検討し決定する。

#### 第二十六条

巡視組を派遣した党組織の同意を得て、巡視組は被巡視党組織の領導幹部とその主たる責任者それぞれに、適時巡視の情報に関する意見や評価を報告し、問題を指摘し、的確な是正の意見を提出しなければならない。

巡視工作領導小組の要求に従って、巡視組は巡視の関連状況を同級党委員会と政府の関連する領導者及びその職務部門に通知する。

#### 第二十七条

被巡視党組織は巡視組の意見や評価を受け取った後、真摯に改善を実施し、2ヵ月以内に改善報告を行い、主たる責任者が所属する組織に状況報告し、巡視工作領導小組弁公室に報告する。

被巡視党組織の主要責任者は改善を実施する第一責任者である。

#### 第二十八条

巡視組が派遣された党組織は、巡視が発見した問題と関連資料に対して、分類処分の決定を出した後、幹部管理権限と職責分担に従い、以下の通り引継ぎをする。

（一）領導幹部の規律違反に対する関連資料と仕事に対する態度に対しては、関連する規律検査機関に引き継ぎをする。

（二）民主集中制の執行、幹部選抜採用等に存在する問題については、関連組織部門に引き継ぎをする。

（三）その他の問題は関連部門に引き継ぐ。

#### 第二十九条

## 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

関係する規律検査機関、組織部門は、巡視から問題或いは関連資料を引き継いだ、告発者との面談や書面材料の提出、初歩確認、立件或いは組織処分等の意見を適時検討し、提出しなければならない、並びに3か月以内に巡視工作領導小組弁公室に意見や評価を報告する。

### 第三十条

巡視組を派遣した党組織及びその組織部門は、巡視の結果を幹部審査の評価、選抜採用試験の重要な根拠としなければならない。

### 第三十一条

巡視工作領導小組弁公室は、巡視組が採用した適切な方式で、被巡視区域（単位組織）に改善を理解・催促させ、巡視工作領導小組に対して報告する。

巡視工作領導小組は、被巡視党組織の改善報告を直接聴取できる。

### 第三十二条

巡視の派遣、意見や評価、整理と是正等の状況は、適切な方法により公開し、党员、幹部、人民群衆の監督を受けなければならない。

## 第六章 規律と責任

### 第三十三条

巡視組を派遣した党組織と巡視工作領導小組は巡視活動の領導を強化しなければならない。巡視活動の領導が不十分で、重大な問題が発生した場合、関連する規定に従って関連する責任者の責任を追及する。

### 第三十四条

規律監察機関、監査機関、政法機関と組織、信訪局等の部門、及び単位組織は、巡視活動を支持し協力しなければならない。規定に違反し巡視活動を支持せず、重大な悪影響を引き起こした場合、関連する規定により関連する責任者がその責任を追及する。

### 第三十五条

巡視工作人員は、巡視活動の規律を厳守しなければならない。巡視工作人員が、次のいずれかの状況に該当する場合、状況の情状の重さに応じて、批判教育、組織処理或いは規律処分を受ける。犯罪の疑いがある場合は、司法機関に移送され法律に従って処理する。

- (一) 発見すべき重要な問題を発見しない。
- (二) 巡視の状況をありのままに報告せず、事実を隠蔽、歪曲、捏造する。
- (三) 巡視活動の秘密を漏らす。
- (四) 任務執行中に、権限を超越し、悪影響をもたらす。
- (五) 巡視活動の便宜を利用し私的利益を得る或いは他人に不適切な利益もたら

す。

（六）巡視工作規律関するその他の禁止された行為を行う。

### 第三十六条

被巡視党組織の領導幹部とその構成員は、自主的に巡視の監督を受け入れ、巡視組の活動に積極的に協力しなければならない。

党員は巡視組に対してありのままの状況報告をする義務がある。

### 第三十七条

巡視区域（単位組織）及びその工作人員が次のいずれかに該当する場合、状況の深刻さに応じて、当該区域（単位組織）の領導幹部主要責任者或いはその他の関連する関係責任者に対して、批判教育をするか、組織処分或いは規律処分を与える。犯罪の疑いがある場合は、司法機関に移送され法律に従って処理する。

（一）事実の隠蔽或いは故意に巡視組に虚偽の情報を提供する。

（二）巡視組に要求に応じず関連資料を拒否或いは提供しない。

（三）関連する組織或いは人員による妨害、巡視活動の妨害を指示、強制する或いは誣告する、他人を陥れる。

（四）不正当な理由で問題の是正を拒否する或いは要求に応じて整理是正をしない。

（五）問題を指摘した諸幹部に対して攻撃し、報復し、陥れる。

（六）その他巡視活動を妨害となる状況。

### 第三十八条

被巡視地区（単位組織）の諸幹部が、巡視工作人員が本条第三十五条に記載されているいかなる違反行動をとった場合には、巡視工作領導小組或いは巡視工作領導弁公室に通報することができ、規定に従って直接関連部門、組織に通報することができる。

## 第七章 附則

### 第三十九条

各省、自治区、直轄市党委員会は、本条例に従い、それぞれの実情に合わせて、規定を制定施行することができる。

### 第四十条

中国人民解放军と中国人民武装警察部隊の党組織は巡視制度の規定を施工し、中央軍事委員会は本条例制定を参照とする。

### 第四十一条

本条例は中央規律検査委員紀委と中央組織部によって解釈される。

### 第四十二条

## 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

本条例は2015年8月3日から施行する。2009年7月2日中共中央委員会により発行された「中国共産党巡視工作条例（試行）」は同時に廃止する。